

令和7年3月3日  
阪和興業健康保険組合  
理事長 中川洋一

令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる令和6年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値が定まりましたので、組合規約第52条の規定により公告いたします。

記

令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とします。

なお、適用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とします。

1. 退職（被保険者の資格を喪失）したときの標準報酬月額
2. 当健康保険組合の令和6年9月30日現在における平均標準報酬月額500,235円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額（500,000円（30等級）（令和6年度に同じ））

（注）令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、2.の額が上限となります。

なお、上限は年度ごとに見直されます。

以上